

近畿地方建設局

配布日時 平成7年12月27日 14時

資料配布

| | |
|----|---|
| 件名 | ※大阪湾の環境基準達成を目指して 大阪湾域の流域別下水道整備総合計画の基本方針となる 許容負荷量の府県間配分が決定 |
|----|---|

| | |
|------|--------------------------|
| 取り扱い | ラジオ、TV _____ 新聞 _____ |
|------|--------------------------|

配布場所

近畿建設記者クラブ
大手前記者クラブ

問い合わせ

近畿地方建設局 TEL 06-942-1141 (代表)
内線 直通
企画部 企画課 専門官 西川 (3156) 06-942-4090

近畿地方建設局と大阪府、兵庫県、京都府、奈良県は、大阪湾の環境基準を達成・維持するために、将来の下水道整備計画の基本方針となる許容負荷量の府県間配分量を決定しました。

環境庁は、中央環境審議会の答申を受け、平成7年2月28日大阪湾の全窒素及び全隣に関する類型指定の告示を行った。近畿地方建設局は、既に告示済みのCODとあわせた全窒素及び全隣の大坂湾の環境基準を将来達成するための具体的な検討作業に着手し、大阪湾に流入する汚濁負荷量の検証と、環境基準達成のための大阪湾での受入可能な負荷量（許容負荷量）を検討してきた。

環境基準達成のためには、大阪湾へ流入する負荷量から許容負荷量を差し引いた残りの負荷量（削減対象負荷量）を下水道整備等で削減する必要がある。

下水道法第2条の2に基づいて大阪湾の環境基準を流域別下水道整備総合計画において達成・維持するために、許容負荷量の配分について4府県間の調整を図ってきたところ、今般、大阪湾に流入する4府県間において、目標年次を平成22年とする許容負荷の配分量が合意に達し、確定したのでお知らせします。

今後、4府県は確定した許容負荷量を限度とする、個別の流域別下水道整備総合計画を策定し、建設大臣は環境庁長官協議を経て承認し、環境基準達成の目標に向けた下水道整備事業の促進を行うことに成ります。

大阪湾許容負荷量の計算結果(平成22年目標)

単位：t/日(四捨五入)

| | COD | T-N | T-P | 備 考 |
|--------|-----|-----|-----|----------|
| 現況流入量 | 360 | 211 | 19 | 昭和63年度値 |
| 許容負荷量 | 206 | 119 | 11 | 平成22年度予測 |
| 削減率(%) | 43 | 44 | 42 | |

大阪湾許容負荷量府県間配分結果

単位：t/日

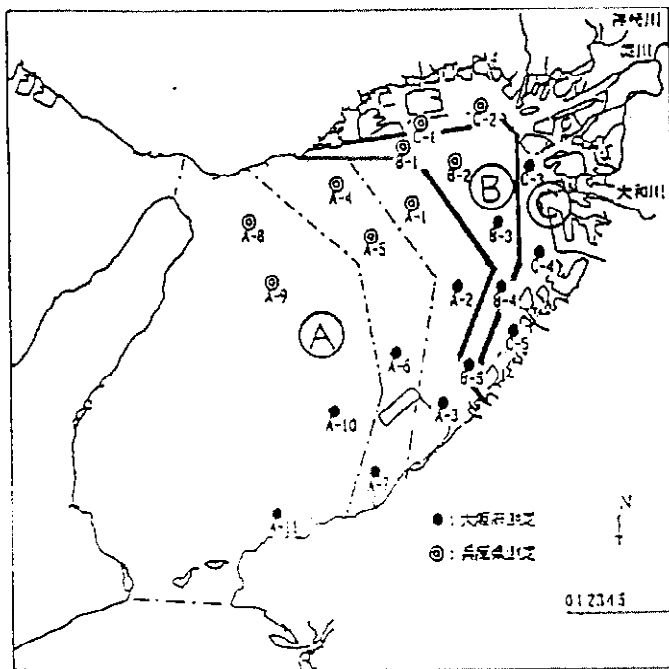
| | COD | T-N | T-P | 備 考 |
|-------|-------|-------|------|------------|
| 兵庫県 | 39.5 | 25.3 | 2.3 | 淀川上流域は今後調整 |
| 大阪府 | 100.1 | 55.6 | 4.8 | |
| 京都府 | 27.7 | 20.1 | 2.1 | |
| 奈良県 | 15.3 | 10.2 | 1.0 | |
| 淀川上流域 | 23.4 | 7.6 | 0.4 | |
| 合計 | 206.0 | 118.7 | 10.6 | |

※四捨五入のため合計と合わない

経 過

- ①流域別下水道整備総合計画（流総計画）は、環境基本法第9条に基づく水質環境基準の類型指定がなされた水域について、都道府県はその流域毎に下水道整備に関する流総計画の策定を、下水道法第2条の2で義務付けられている。
- ②大阪湾については、昭和46年12月CODの類型指定がなされた。
- ③近畿地建と関係府県は、CODの類型指定をうけ、昭和52年から許容汚濁負荷量の府県別配分検討に着手し、昭和60年7月29日府県別配分の合意を得た。
- ④各府県は昭和45年から流総計画策定作業に着手したが、負荷量配分、河川流量への影響、処理計画、社会情勢の変化等様々な問題から建設大臣承認には至っていない。
- ⑤平成7年2月、環境庁は中央環境審議会の答申を受け東京湾と大阪湾の全窒素及び全隣に係る環境基準の類型指定を行った。
- ⑥近畿地建と関係府県は、昭和60年7月府県別配分をみたが、社会情勢の変化にあわせ、新たに昭和63年度を基準年とするCODの配分作業に着手した。今回新たに全窒素、全隣の環境基準が告示されたのを受け、これらも含めた検討を再度実施し、平成7年11月29日意見照会を行っていたものである。
- ⑦全窒素及び全隣に係わる環境基準の水域類型の指定は東京湾と大阪湾で行われている。大阪湾は閉鎖性水域であり、環境基準達成には各下水処理場は高度処理等の対策と多額の費用を伴うにも係わらず、負荷量配分の合意がいち早く得られたのは、関係府県の下水道整備と水環境改善に対するご努力と熱意の現れである。

大阪湾の環境基準の類型指定状況

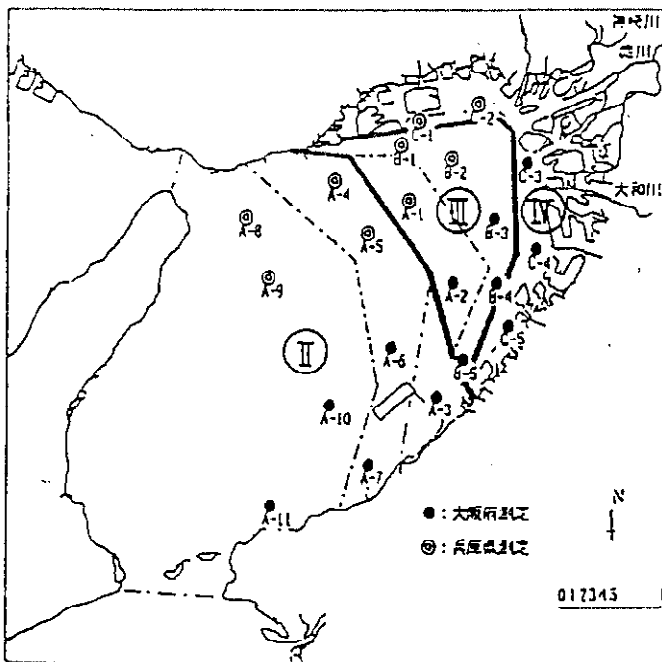


環境基準類型指定(COD) 昭和46年12月28日(環境庁)

イ 海 域

| 項目 | 類型 | A | B | C |
|-------------------|---|--------------------|----------------|----------------|
| 利用目的の適合性 | 水産1級 | 水産2級 | | |
| | 自然環境保全及びB以下の類に掲げるもの | 工業用水及びCの類に掲げるもの | 環境保全 | |
| 基準値 | 水素イオン濃度(pH) | 7.8以上 8.3以下 | 7.8以上 8.3以下 | 7.0以上 9.3以下 |
| | 化学的酸素要求量(COD) | 2 mg/l以下 | 3 mg/l以下 | 3 mg/l以下 |
| | 溶存酸素量(DO) | 7.5 mg/l以上 | 5 mg/l以上 | 2 mg/l以上 |
| | 大腸菌群数 | 1,000 MPN/100 ml以下 | - | - |
| ノルマルヘキサン抽出物質(油分等) | 検出されないこと | 検出されないこと | - | |
| 対象水域等 | 対象水域及びその水域が該当する水域類型及びはる水域間は表1-2-2のとおりとする。 | | | |

- (注) 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数200 MPN/100 ml以下とする。
 2 自然環境保全：自然保護等の環境保全
 3 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ホラ、ノリ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の散歩等を含む。）において不快感を生じない程度



環境基準類型指定(T-N、T-P)
平成7年2月28日(環境庁)

環境基準に係る環境庁告示の一部改正

| 類型 | 利用目的の適合性 | 基準値 | | 注 |
|--|--|--------------|--------------|------------------------|
| | | 全窒素 | 全りん | |
| I | 自然環境保全およびII以下の類に掲げるもの(水産2種および3種を除く)。 | 0.2mg/l以下 | 0.02mg/l以下 | 表1の2の図により水域類型ごとに指定する水域 |
| II | 水産1種、水浴およびIII以下の類に掲げるもの(水産2種および3種を除く)。 | 0.3mg/l以下 | 0.03mg/l以下 | |
| III | 水産2種およびIVの類に掲げるもの(水産3種を除く)。 | 0.6mg/l以下 | 0.05mg/l以下 | |
| IV | 水産3種、工業用水、生物生産環境保全 | 1mg/l以下 | 0.09mg/l以下 | |
| 測定方法 | | 規格45.4に定める方法 | 規格46.3に定める方法 | |
| 備考 | | | | |
| 1. 基準値は、年間平均値とする。 | | | | |
| 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。 | | | | |

- (注)1. 自然環境保全：自然保護等の環境保全
 2. 水産1種：底生魚介類を含み多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多量に漁獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3. 生物生産環境保全：年間を通して底生生物が生息できる程度